

「令和7年度LED防犯灯設置維持管理事業に関するPFI等アドバイザー業務委託」 業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件とするものではありません。

1 目的

LED防犯灯設置維持管理事業（以下「本事業」という。）を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づくPFI事業を基本として検討するため、必要な諸手続きに係る資料等の作成・支援を目的に、アドバイザー業務を委託するものである。

2 対象設備

（1）所在地

横浜市域一円

（2）規模

ア 電柱共架型 約16万灯

※東電柱又はNTT柱につけた灯具のみを管理するタイプ

イ 独立柱（鋼管ポール）型 約2万灯

※鋼管ポールを市で建て、灯具をつける（ポール及び灯具ともに管理）タイプ

3 履行期間

契約締結した日から令和8年3月31日まで。

なお、本事業の実施は、令和7年度の本市予算が横浜市議会で議決された後に確定するため、現時点において、本事業の実施を確約するものではありません。

4 業務内容

次の業務を支援すること。

（1）実施方針（案）等の関係書類作成

（2）要求水準書（案）、モニタリング基本計画書（案）等の関係書類作成

（3）横浜市民間資金等活用事業審査委員会（1回）の対応支援

（4）その他必要な業務

ア 関連資料の作成

・上記（1）から（3）に指示するもののほか、必要に応じ、関連資料・公表用資料等の案を作成する（本市内部会議等に必要となる資料作成含む）。

・上記（1）から（3）に指示するもののほか、必要に応じ、庁内関係者間のイメージ共有や、事業者公募など各場面で活用できるイメージ図を作成する。

イ 協議・検討

・隔週1回2時間程度、定例的に協議・検討（リモートも可）を行う。

・会議におけるアジェンダ及び会議資料を必要部数作成する。また、協議・検討の都度、議事概要を作成する。

- ・会議の曜日及び時間については、契約後の協議をもって決定する。本市で場所を確保できない場合は、受託事業者が確保する。

以上